平成２２年（フ）第３７号
熊本県八代市郡築七番町125番地
債務者　福島喜代子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午前11時
熊本地方裁判所八代支部

平成２２年（フ）第７２号
青森県むつ市大字奥内字奥内17番地
債務者　木村　春香
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
青森県下北郡東通村大字岩屋字田畑４番地
債務者　亀山　　馨
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
青森市本町５丁目６番９号　田代ハイツ405
債務者　一戸松枝子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２３号
青森市大字戸山字赤坂268番地190　県営住宅26－２－３
債務者　三浦　光孝
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
青森市大字新城字山田587番地236
債務者　三浦真生子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月２日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２３号
広島県福山市御幸町大字森脇３番地１　レオパレス御幸106、旧住所広島県庄原市東城町久代36番地１
債務者　神本　　泉
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月21日午後３時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第３１号
広島県福山市川口町４丁目７番22号
債務者　甲斐　正教
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月28日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月14日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第６１号
川崎市多摩区登戸383番地　302
債務者　五十鈴悦子
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
川崎市麻生区虹ケ丘２丁目３番10―805号
債務者　渡邉　　麗
1　決定年月日時　平成22年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月31日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月１日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１１号
東京都小金井市東町４丁目21番２号伏木荘205
債務者　石川　健一
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２４２号
東京都武蔵村山市大南３丁目116番地の１レオパレスパルティータ108号
債務者　中川　　孝
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２５５号
東京都青梅市大門１丁目696番地の５エクセレントＭＯＲＩⅡ102
債務者　白井　　誠
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第２８５号
東京都足立区保木間２丁目21番１号グリーンコーポ302
債務者　吉岡　明壽
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第９６０号
静岡県静岡市清水区千歳町14番32号　ヴィラセイユー浜田704
債務者　塩崎　敏史
1　決定年月日時　平成22年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月31日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部